



栃木県公報

平成27年
9月18日(金)
号外
第62号

目次

告示

○建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築に係る制限の緩和…………… 1

告示

栃木県告示第461号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項の規定により、建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築について、建築基準法令の規定を適用しない区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

栃木県知事 福田 富一

下野市、壬生町、野木町及び塩谷町の全域

(建築課)